

多度津町農業委員会議事録

平成29年7月19日午前9時56分より午前10時39分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知および使用貸借解約通知について（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可の取消しについて |
| 議案第3号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第5号 | 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について |
| 報告 | その他 |

出席状況
出席委員(24名)

議長	秋 山 義 充
職務代理者(2番)	斯 波 貞 和
職務代理者(3番)	長 目 俊 彦
4番委員	谷 口 正 則
6番委員	堀 家 和 徹
7番委員	大 西 和 芳
8番委員	村 井 登 夫
9番委員	山 地 正 夫
10番委員	松 岡 安 男
11番委員	香 川 篤 則
12番委員	大 谷 泰 敏
13番委員	土 田 敏 雄
14番委員	三 野 敏 彦
15番委員	山 地 孝 雄
16番委員	塚 本 繁 造
17番委員	横 關 幹 夫
18番委員	矢 野 和 幸
19番委員	大 島 弘 弘
20番委員	中 津 德 久
21番委員	山 崎 義 行
22番委員	松 浦 俊 正
23番委員	藪 昌 子
24番委員	塩 入 達 彦
25番委員	篠 原 壽 雄

欠席委員(1名)

5番委員 亀 山 均

農業委員会事務局職員

事務局長	谷口 賢司
農地係長	吉田 清司
農地係	橋本 知子

審 議 内 容

- 事務局長 おはようございます。
ただいまより平成29年7月の多度津町農業委員会定例会を開催いたします。
- 会長 それでは、開催に当たりまして、秋山会長よりご挨拶を申し上げます。
おはようございます。
暑い日が続いておりますが、きのう当たり一雨ありまして、一息入れられたかなど。きょうもちよっと曇りということでございますが、曇ってても蒸し暑く、体調管理もなかなか難しい。
- 委員の皆様方には何かとご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。きょうが今期最後の定例会ということでございます。3年間、非常に皆様方にご協力どうもありがとうございました。
- それから、何といたしても今期は改正農業委員会法、これに伴いまして、事務局の指導のもと、委員の皆様方のご協力を得ましてきょうを迎えることができたわけでございます。準備期間1年7カ月というふうに小委員会で局長のほうから話もございましたが、研修、勉強会等を含めて非常に事務局の指導がスムーズにできたということでございます。
- また、それはひとえに委員の皆様方のご協力ということで重ねて御礼申し上げたいと思います。ということでございます。そして、閉会后昼食会ということでありますが、よろしく願いいたします。
- それでは、早速ではございますが、開会いたしたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございます。
- 事務局長 ありがとうございます。
それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございます。亀山委員さんが、欠席されております。
- 本会議の成立でございますが、出席委員は25名中24名でございますので、多度津町農業委員会規則第6条にございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。
- それでは、議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4条に会長は議長となり議事を整理することになっておりますので、秋山会長をお願いいたします。
- 議長 それでは、慣例に従いまして署名委員の選出でございますが、私のほうで指名させていただきます。14番三野委員さん、15番山地委員さん、よろしく申し上げます。
- それから、議題に入ります前に、昨日の小委員会の報告のほうを代表の方。

6 番委員

おはようございます。

昨日の小委員会の報告をいたします。

議案第3号と議案第4号の現地調査を行いました。議案第3号の3件、それから議案第4号の1件、それについて現地調査した結果、特に指摘する問題はありませんでした。

以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、議案のほうに移らせていただきます。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知および使用貸借解約通知についてを議題といたします。よろしくお願ひいたします。

事務局

議案書の1ページをごらんください。

【議案第1号1番から3番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、解約後1番については議案第3号1番にありますように、借り受け人が農地を取得予定です。

番号3番については、機構を通じて別の方に貸借予定となっております。

以上です。

議長

まず、1番の戦前からの小作ということで、例によりまして地元委員さんにより参考になったらということで、一言、お願ひしたいと思いますが、矢野さんですか。よろしくお願いします。

18番委員

この件ですけど、これは地籍調査の絡みで、戦前からの小作地が周りは借受人の田んぼで、この1枚だけが貸付人の持つる田んぼで、それで地籍調査でやっぱり地図の格好と自分の使い勝手のええように変更してたもんで、地籍調査で形状と違うので分筆をし回らなんだらしまいができんようになって、それでも借受人の田んぼ1枚全部が周りが借受人の田んぼやったら、もうどこで地籍調査やったら区切ってもええというような格好でしまいになるみたいな格好で、本当は今真っすぐコンクリというか、真っすぐあぜをつくっとんやけど、地図上では丸になっとなるから、それを地籍調査でするとしたら分筆し回らなんだらしまいにならんようになって、それでも売買で自分の物にしたら、もうどこで境界を決めても個人の田んぼやったら、周りが個人の田んぼやったらもうどこで境界してでもいいというふうな格好でしまいになるからということで、前からこれ言ってたんですけど、もう戦前から小作やったものを売買で買うたほうがええん違うというたら、いやあ年貢払うたほうが安いがというて、本人は長いことそれで言いよったんやけど、1万2,000円で100年払うたって100万円やがと言ひよったけど、いや

もうそれよりは自分の物にしとったほうがええんやというて、この地籍調査のちょうど期間になって、そういう問題が出て、こういう売買でしまいするようになって、そういう。金銭的には、どんなあれしたかわからないですけど。

議長 ほんならお金の動きはわからん。

18番委員 わからないですけど。

議長 ありがとうございます。

 ということでございます。議案第1号は報告案件ということで、ご理解いただきたいと思います。

 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可の取り消しについてを議題といたしますが、その前にご案内のように議案第3号、議案第5号と関連するというので、事務局より事前に黒板で説明したいということなので、よろしくお願いいたしたいと思います。

事務局 済いません、まず議案に入る前に、議案第2号1番、議案第3号3番、議案第5号1番については、譲り受け人が●●●●となっており、関連性がありますので前にあるホワイトボードで説明させていただきます。済いません、みなさん、前を見ていただいたらと思います。

 まず、こういう形で北が上になります。しおかぜ病院がありまして、こちら西側きが道路、ここが新しくできた駐車場、間に田んぼが入りまして運動場があります。その北側きに駐車場用地を設けてます。今回、このことで議案関係してますので、ちょっと説明させていただきます。

 まず、議案書2ページ、1番、議案第2号 農地法第5条許可取り消しについて説明します。

 申請地堀江4丁目41番がこういう形になっております。及び415番についてはこのような形になっておりまして、当初昨年28年6月24日申請、28年8月17日許可については、赤い部分の414については駐車場及びこの形で運動場に入るための駐車場として許可を与えました。それと、この415の青い部分の斜線については、駐車場として許可を与えました。駐車場、駐車場、通路という形で許可を与えたんですが、今回414のこの一部、この網かかったところについては許可を与えたものの、そのままリハビリ用菜園として使用したいという形で、今後も駐車場にすることなくリハビリ用菜園として使いたいとなりまして、この赤い網かかった部分についてだけ議案第2号の許可の取り消しになります。この青い部分の415の駐車場と通路部分については許可は生きております。今回の取り消しについては、この415のところだけの一部取り消しとなります。

続きまして、議案第3号の3条許可申請についてですが、今度はこの414、斜線かかるところについてはリハビリ用菜園なので、土地の所有者から譲受人が賃借権の設定で3条で許可をもらうようになっております。

続きまして、議案第5号の許可後の事業計画変更申請についてですが、本来、この青い斜線の駐車場、414のところについては、駐車場と通路という形で申請があつて許可を与えたのですが、この414の部分だけはリハビリ用菜園として使用するので、もともとの計画からは変わってきております。もとの計画からは、事業計画変更という形でリハビリ用菜園がふえたという形で申請をして許可を与える見込みです。当初許可は、この414のこれを1枚物でしたが、これが414の2と414の1と分筆をしまして、2については3条の許可、1については1と415の事業計画の変更という形になっております。

以上で説明を終わらせてもらいます。

議長

この説明を踏まえてご審議いただきたいと思います。

それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可の取り消しについてを議題といたします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可の取り消しについて。

【議案第2号1番について 議案書を基に朗読】

今回の申請といたしまして取り消しとなるのは、41番のみの一部取り消し申請です。415番1は、平成28年6月24日申請、平成28年8月17日許可のままとなっております。

以上です。

議長

事務局より説明がございましたが、皆さんのほうから何かご意見、ご質問等がございましたらご発言いただきたいと思います。

17番委員

濟いませぬ、これ415の横の414、●●●●さんの田んぼやっつけ。横水路がずっとあるやないですか、フェンスをかけて。運動場があつてフェンスがあつて、家庭菜園にする、リハビリ菜園にする前に水路があるんですよ。あそこのところは、どうも手入れがよくなくて、いつも水路が詰まっているんですよ。しおかぜの前からずっと水がいなくて困ってたんですよ、前は。だから、そこらの管理が私も非常に前の水利の人に言ったんだけど、なかなかしおかぜさんは管理してくれなくて、非常に困ったことがあるんです。私、以前つくってるときに。

議長

水利は。

24番委員

うちのほうですけどね。なんであそこ、そういう水位が高いか話が、全体的にもう勾配がないんですよ、ほとんど。それで、以前やけど水路

に対してはうちのほうからしおかぜさんに管理せえということは言うてありません。

ということは、水利組合で今のところは管理しよるということで、年何回かはそういうんをやとんですけども十分でないということは、もう根本的にそういう勾配はとれんと、どうしようもないということはございますけども、しおかぜさんにやってくれと、そこまでの過去の話ですけど、それはないですと。もう何かあるのであれば、水利組合のほうかせないかんというふうなことになってます。今のところは。

あの辺おたくもつくりよったからよくわかると思うけども、すぐに雨が降ったら水が流れんというところ、もう土地がないからあそこはしようがないと思う。それを直すんやったら、根本的に海のほうから深い水路を掘ってこななんたら、もうとれんです。勾配が。そんな事情が。

議長

水利組合としおかぜとは、話ができとる。

24番委員

問題ないように、ある程度の負担は金銭的にもらっておりますので、これにかわる組合が清掃もしよると、このようになっております。

議長

横關さん、よろしいですか。

24番委員

心配してくれてありがとうございます。

17番委員

いや、私つくっとるとき逆流するんですよね、水が。

24番委員

ああ、ある程度雨が降ったら、道路のほうの排水が上がってくるから、そういうんもあるかもわからん。それはちょっと今のところ根本的に直さなんたら、もうどうしようもないですよ。

17番委員

家庭菜園というか、リハビリ菜園しよったときも、あそこら草がもういっぱい、もう水のはけもようないんですけども水が困ったからその後どうなったかなと思って。

24番委員

今、菜園にしてもかなり花崗土入れて地上げてますから、菜園としては支障ないと思うんですけど。

議長

ほかにございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第2号を承認いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題いたします。事務局お願いいたします。

事務局

議案書の3ページをごらんください。

【議案第3号1番から3番について 議案書を基に朗読】

補足として、番号1番は先ほどの議案第1号1番で解約した小作地を小作人が取得します。

2番につきましては、貸付人が現在経営移譲年金を受給しており、前回の貸借期間が終了しますので、引き続き子に経営を移譲いたします。

3番につきましては、先ほどの議案第2号にありました許可の取り消し後、申請地をリハビリ用菜園として●●●●が借り受けいたします。

以上3件の周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。

また、1番、2番につきましては、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平方メートルも、取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件は全て満たしていると考えます。

なお、3番につきましては、農地法第3条第2項ただし書きの規定の適用により、教育、医療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が農地等の権利を取得する場合、農地法第3条第2項各号のうち1号の全部効率利用要件、4号の農作業常時従事要件、5号の下限面積要件等は例外として適用されませんが、そのほかの許可要件は全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 事務局より説明がございましたが、皆さんのほうから何かご意見、ご質問等ございましたらご発言いただきたいと思います。

特に3番、私きのう初めてこのただし書き、わたしも流れでやっとなんやけど、このただし書きは非常に参考になるかなあとと思います。このただし書きがあるん、こういう項目知らなかった。私も初めて。

24番委員 病院とか学校とか、そんなんも対象になるん。

事務局 はい、病院とか学校とかというものが、教育のためとか、医療のリハビリのために農地を一部学校で使うとかというものに関しては、下限面積の要件はないので。

議長 皆さんのほうから特段ございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第3号を承認といたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請につい

てを議題といたします。

事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第4号1番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地ではありませんが、都市計画区域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由として、店舗用地となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成29年9月1日、工事完了が平成30年3月31日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計3,500万円となっております。資金証明書を添付しております。転用面積については、1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障がないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

19番委員

どこらいや、これ場所。

事務局

スーパーのビッグがあると思うんですけども、あの向かいになりまして、向かいでも桃陵自動車の駐車場、展示場があると思うんですが、その南側になります。大きい道路のビッグ挟んで東側ですね。

議長

焼き肉屋ができるそうなので、また大島さん来年春ごろ、ちょっとあそこ……。

19番委員

山階というて、山階のこんなん知らんがと思うての。

議長

いや、焼き肉屋ができるって。3月。

19番委員

どこの人で、これ。

事務局長

●●●●。あそこの人です。

19番委員

おまえんところにも、色んなんおるんやの。

議長

店ができるってわからんぞ。まだ、春過ぎたら行ってみしてくれ。

19番委員

1000番いうたら兵田のほうか。谷口んところへんか。ありがとう。誰やろうかと思うての。用心しとかないかんと思うて。

議長

皆さんのほうから何かございましたら。特段ございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第4号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第4号を承認といたします。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。よろしくお願ひします。

事務局 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

【議案第5号1番について 議案書を基に朗読】

変更前の概要といたしまして、通路、駐車場となっております。変更後の概要といたしまして、通路、駐車場となっており、リハビリ菜園が追加となっております。事業変更が必要な理由といたしましては、当初許可の414番及び415番1は通路、駐車場のみの許可だったが、415番1は計画どおり駐車場と利用し、414番については分筆し、一部をリハビリ用菜園として利用するため、今回計画変更申請が必要となっております。

以上です。

課長 事前に事務局の説明があったんで、皆さんおわかりだと思いますが。どうぞ。

20番委員 414の2は、3号申請で出てきとんやけど、1というのはもとのままで残る形になるん。これには、ちょっとわからんのやけど。

事務局 通路となっております。414番1については、青い部分の415番と許可がそのまま残っております。

20番委員 そういう意味、わかりました。

議長 よろしいですか。ほかに何かございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第5号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第5号を承認といたします。

続きまして、報告、その他ということで、事務局よろしくお願ひいたします。

事務局長 事務局よりご報告いたします案件が2点ございます。

1点目は、全国農業新聞普及推進について、2点目は平成30年度農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見提出についてでございます。

事務局 【その他2点について事務局より説明】

議長 それでは、ないようでしたら、この辺で閉会したいと思います。どうも長時間ありがとうございました。

